

平成 25 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名	株式会社 両毛システムズ
代表者	代表取締役社長 秋山 力
(コード番号	9691)
問合せ先責任者	執行役員
	管理統括部長 上山 和則
(TEL	0277-53-3131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月20日開催予定の第44回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 29 条(選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第 29 条(選任) 〔現行どおり〕</p> <p>2. 〔現行どおり〕</p> <p>3. 当社は、会社法第 329 条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第 30 条(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 30 条(任期) 〔現行どおり〕</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び前条3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成25年6月20日(木曜日)
平成25年6月20日(木曜日)

以上